

第7弾（R3年8月17日～9月12日のうち8月20日～9月12日対象） 継続申請者対象【早期支給分】

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾） 継続申請者対象【早期支給分・申請受付要項】

【受付期間】

令和3年8月30日（月）から令和3年9月10日（金）まで

※早期支給分を申請しなくても、従来どおり本申請でまとめて申請可能です。

【受付方法】

1 申請書類の提出 別表1

申請書類の提出は、郵送でのみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受付しておりません。）

※令和3年9月10日（金）の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金（第7弾）早期支給分 申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受付は行っておりません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。（料金不足の場合は受付できません。）

<宛先>

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館 2階
新型コロナウイルス協力金（第7弾）早期支給分 受付係 宛

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県のウェブサイトからダウンロード
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/170422.html>)
- ・県事務所の振興防災課
- ・市町村役場の所定の窓口 別表2

【お問合せ先】

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）早期支給分の相談窓口
（コールセンター） 電話番号：058-272-8192

受付時間：9時00分～17時00分

8月20日（金）から9月12日（日）までの期間分について、営業時間の短縮等の要請にご協力いただく飲食店の皆様に対して、要請期間終了後の申請（以下、「本申請」という。）に先立ち、希望する事業者の方で要件に該当する方には、協力金の一部（まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による要請期間の一部）を早期支給させていただきます。

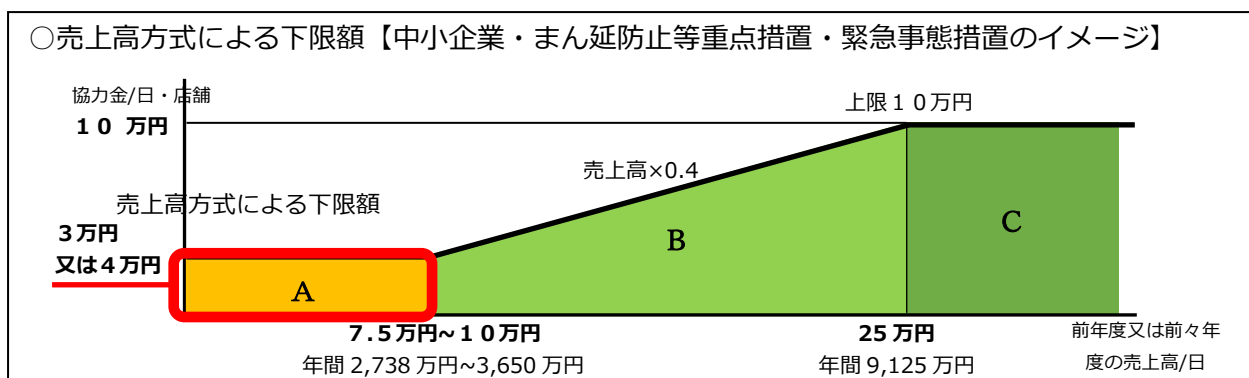
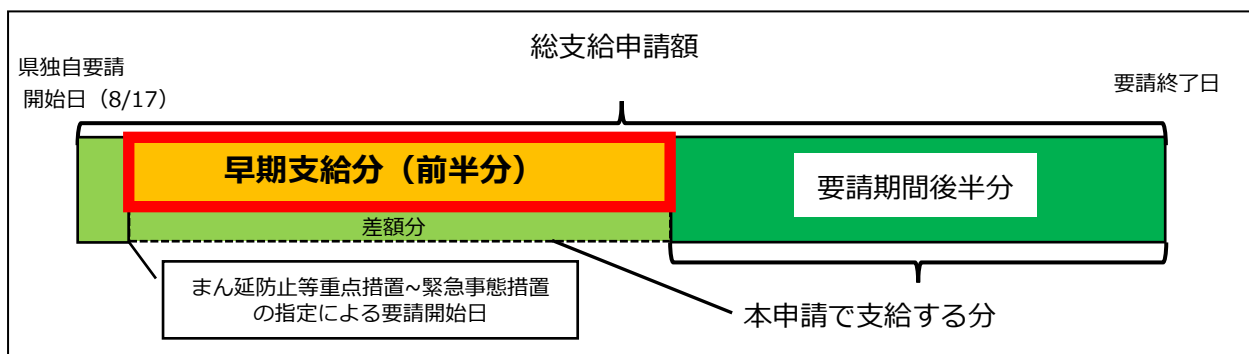
この早期支給は、特に以前より要請等に対して、第2弾協力金以降、2回以上受給実績があり、かつ不正や不支給決定等が一度も無い中小法人及び個人事業者に対して行うもので、各措置による要請期間の協力金（売上高方式による申請に限る）の下限額である3万円/日及び4万円/日を「早期支給分 支給申請」により一律先払いさせていただきます。

なお、早期支給分の支給日数は各要請期間の前半分とし、申請書受付日より土日祝日を除き概ね1週間から2週間前後での支給を予定しております。

注1）早期支給分の後、要請期間終了後に本申請を必ず行っていただきます。

注2）早期支給の対象とならない方（大企業及び売上高減少額方式を選択する中小法人等）や早期支給の申請を行わない方については、本申請での申請受付を行います。

<早期支給分（まん延防止等重点措置・緊急事態措置による要請期間）のイメージ>



◆要請期間終了後に行う本申請について

これまでの協力金申請と同様、本申請においては、必要な書類等を添付のうえ提出していただきますので、関係書類については予め準備いただきますようお願いいたします。

本申請では、売上高に応じて算出した総支給申請額から早期支給分を除いた額について、審査の後、支給させていただきます。

注意事項

- 早期支給分は本申請を含め売上高方式で申請する事業者の方に限られます。
- 早期支給分の申請後、要請期間終了後に受付を開始する本申請を必ず行ってください。
- 早期支給の対象とならない方（大企業及び売上高減少額方式を選択する中小法人等）や早期支給の申請を行わない方については、要請終了後に受付を開始する本申請でまとめて申請受付を行います。

必要書類に不足がある場合は、確認のための連絡や追加の書類提出を求めるなど審査に時間を要し、早期支給分であっても協力金の支給が遅れますので予めご了承ください。

また、確認のための連絡が取れない場合、必要書類が提出されない場合、提出された書類に疑義がある場合など、申請内容の不備が県の補正を指定する期限内に解消されなかった場合は、早期支給分であっても不支給決定を行うことがあります。

その他下記事項についても十分ご承知のうえ申請をお願いします。

1. 協力金の審査・支給事務を円滑にかつ適正に進めるため、必要に応じて対象店舗の時短営業の取組み状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
2. 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は協力金の全額返還と加算金の支払いに応じてくださいとともに、事業者名等が公表されることがあります。
3. 協力金の不正受給は犯罪です。客観的な店舗の状況等に基づき虚偽申請や不正受給等が判明した場合は、警察へ通報し、厳正に対処します。

飲食業の許可を受けていないカラオケ店においては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等）での申請が可能です。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/172932.html>

第7弾（R3年8月17日～9月12日のうち8月20日～9月12日対象） 継続申請者対象【早期支給分】

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾） 早期支給分 申請受付要項

令和3年8月30日

県の要請に応じて継続的に対象店舗の時短営業等に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対して、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）の一部を早期支給しますのでお知らせします。

記

■要請対象区域及び要請期間

対象区域	要請期間		
	8月17日～9月12日		
	8月17日～8月19日	8月20日～8月26日	8月27日～9月12日
㉠の区域 岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御嵩町【15市町】	岐阜県独自の要請	まん延防止等重点措置による要請	緊急事態措置による要請
㉡の区域 高山市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村【27市町村】	-	-	緊急事態措置による要請

※太枠が早期支給対象期間

■早期支給対象期間及び支給金額

<上記㉠の区域>

早期支給対象期間：令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）

- ・まん延防止等重点措置による要請期間+緊急事態措置による要請期間のうちの前半12日分（1店舗あたり41万円）

<上記㉡の区域>

早期支給対象期間：令和3年8月27日（金）～令和3年9月12日（日）

- ・緊急事態措置による要請期間のうちの前半8日分（1店舗あたり32万円）

※支給申請金額が売上高方式の下限額を超える場合等の差額は、要請期間の終了後に本申請を行っていただき、履行状況を確認の上、残りの要請日数分等の協力金とともに支給するものとします。

要請内容及び対象要件

■要請内容等

- (1) まん延防止等重点措置による要請期間（令和3年8月20日（金）～8月26日（木））
- ・要請内容：①営業時間を5時から20時までの間に短縮
②酒類の提供を行わないこと（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）
③カラオケ設備の利用自粛（飲食を主業とする店舗）
 - ・対象施設：対象区域において20時から5時までの時間帯に営業を行っている下記の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。）
①飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等
②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けて営業している店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）
- (2) 緊急事態措置による要請期間（令和3年8月27日（金）～9月12日（日））
- ・要請内容：①酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し休業要請（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）
②上記以外の飲食店に対し、5時から20時までの時短要請
※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店等を含む
 - ・対象施設：①飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。）
②遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けて営業している店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

■早期支給の対象要件（次の（1）～（6）全てに該当する方が対象です。）

- (1) 岐阜県内の各対象区域に対象施設を有する中小事業者（中小企業及び個人事業者）であること。
- (2) 対象施設が、**㊸**の区域（15市町）所在店舗にあっては令和3年8月20日から9月12日までの全期間、**㊹**の区域（27市町村）所在店舗にあっては令和3年8月27日から9月12日までの全期間、県の要請に全面的にご協力いただく飲食店・遊興施設（食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている店舗）であること。
- (3) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）以降、2回以上受給実績がある店舗を運営する事業者であること。
- (4) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1弾）から（第6弾）までの申請において、虚偽・不正申請等が無いこと。
※法人と個人を問わず同一店舗を対象とした重複申請は、不正申請となり全て不支給となる場合があります。
- (5) 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている事業者でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (6) 要請期間後の本申請を売上高方式で必ず申請する事業者であること。
※売上高減少額方式で申請する中小企業等及び大企業は、早期支給の対象外となります。
※支給要件を満たしたこと（全期間、県の要請に全面的にご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請を行っていただきます。
※後日、要件を満たしていなかったこと及び誓約書記載事項に違反したことが判明した場合は、早期支給額は全額返還していただきます。
※要請期間中（8月20日～9月12日）に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し

た店舗のうち、当該店舗において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したと知事が認めるものとなった場合は、早期支給額は全額返還していただきます。

協力金（第7弾）早期支給額

要請に応じて対象の全期間、営業時間の短縮等に全面的にご協力いただく事業者に対して協力金の一部を早期支給します。（時間短縮等による補償金として支給するものではありません。）

要請対象区域及び早期支給金額

対象区域	早期支給額
①の区域（15市町） 岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御高町	1店舗あたり41万円 （3万円/日×7日分+4万円/日×5日分） （要請期間24日間の前半12日分）
②の区域（27市町村） 高山市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村	1店舗あたり32万円 （4万円/日×8日分） （要請期間17日間の前半8日分）

協力金（第7弾）本申請について

- 早期支給の対象とならない事業者の方（売上高減少額方式で申請する事業者の方や大企業の方、初めて申請する方など）や、早期支給の申請を行わない（又は希望しない）事業者の方については、第7弾による要請終了後に受付を開始する本申請にて協力金の支給を申請することができます。詳細は別途ご案内します。
- 早期支給を申請された事業者の方は、本申請を売上高方式により申請いただきます。その場合は履行状況等審査を行い、早期支給分を差し引いたうえで残りの要請日数分等の協力金とともに支給するものとします。

申請手続

◎あくまで早期支給に係るものであり、本申請の際には別途書類の提出が必要となります。

■申請受付期間

令和3年8月30日（月）～令和3年9月10日（金）12日間

※令和3年9月10日（金）の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

■申請方法

申請書類の提出は、郵送でのみ受付します。

提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受付していません。

<宛先> 〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館2階
 新型コロナウイルス協力金（第7弾）早期支給分 受付係 宛

- 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- 「協力金（第7弾）早期支給分 申請書在中」と朱書きしてください。
- オンラインによる申請受付は行っていません。
- 送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送されますので、ご注意ください。

■申請に必要な書類

申請書類は該当するもの全てを添付し申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

- ・申請書（様式1）、誓約書（様式2）は、インク又はボールペンで記載してください。（修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可。）
- ・様式2は自署をお願いします。
- ・添付書類は別表1を参照してください。なお、2通帳の写し、4本人確認書類については、第5弾・第6弾から変更が無い場合、提出は省略できます。
- ・申請書類の返却はいたしません。

この度の申請に必要な書類の他、レジの日計表等、売上高を証明する証拠書類等については、本申請に必要な他、後日の提出を求める等調査を行う場合がありますので、求めに応じて速やかに提出できるように、7年間の保存をお願いします。

■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課
- ・市町村役場の所定の窓口（別表2）

■その他注意事項

- ・複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて1つの申請としてください。

協力金の支給について

■協力金の支給

申請書の受付及び簡易審査が終了したのから順次支給します。

当該期間の早期支給分の支給は1店舗につき1回限りです。

■支給決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、早期支給分を支給する旨の決定をしたときは、支払いをもって通知に代えさせていただきます。（別途通知はしません。）

申請書類の審査の結果、早期支給分の対象とならない事業者については、後日その旨を通知します。

■支給決定の取消し

早期支給分の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、早期支給分の支給決定を取り消します。また、本申請を行わなかった場合も早期支給分の支給決定を取り消します。

既に支給済みの場合、申請者は、協力金を返還のうえ、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を併せて納付していただきます。

■現地確認等について

申請いただいた店舗が申請要件に該当しているか確認するため現地確認をさせていただく場合があります。

現地確認にご協力いただけない場合や、現地確認の結果、不正が確認されたり、提出いただいた資料の真正性が認められない場合、その他申請要件に該当すると判断できない場合等は不支給とさせていただきます。

■不正等について

次のような虚偽申請等があった場合は、不支給となります。

- ・提出資料を改ざんする。
- ・時短要請している時間を越えて客を滞在させて営業しているにも関わらず、時短要請に応じたように偽る。
- ・既に廃業しているにも関わらず、営業実態があるように偽る。

- ・通常の営業時間が時短要請時間内であるにも関わらず、表示を差し替えるなど対象事業者のように偽る。
 - ・対象となる飲食店等を運営する事業者でないにも関わらず、対象事業者を装い申請する。
- なお、以下の場合も不支給とさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合
 - ・1つの店舗について複数の申請を提出した場合 など

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗などの情報を公表することがあります。

その他

■問い合わせ先

本協力金の申請等に関する質問は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）早期支給分 相談窓口
（コールセンター）
電話番号：058-272-8192 受付時間：9:00～17:00

■協力金の課税の取扱いについて

支給された協力金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

申請書類について

※これらの書類はA4サイズに統一してください。(下記1~4は申請者で1部作成)
また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾） 早期支給分 支給申請書（様式1）

※複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて1つの申請としてください。「2 協力金 早期支給申請店舗数及び支給申請総額」は、この度の申請に売上高方式を採用し、早期支給を希望する店舗数及び申請合計額を対象区域ごとに記入して下さい。なお、金額等記載間違いがある場合は事務局で修正させていただく場合があります。

※申請日は必ず記入してください。

※「3 店舗ごとの支給申請額」は、早期支給を希望する対象店舗について、その所在地及びこれまでの協力金申請実績の有無を記入してください。

また、店舗ごとに早期支給申請額を選択してください。

※「4 振込先」については、第5弾以降の申請より振込先口座の変更が無い場合は、「1. 変更なし」に○を付けてください。口座番号の記入及び通帳の写しの貼付は省略可能です。

2 通帳の写し（省略可）

※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

※様式1の4 振込先には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。

3 誓約書（様式2）

※誓約書を作成した日付は必ず記入してください。

※誓約書の最下部にある日付、所在地（個人事業主は自宅住所）、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署でお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印を必ず押印してください。

4 本人確認書類（個人の場合のみ提出）（いずれか1つ） （省略可）

○運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）

○健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）

○マイナンバーカードの表面の写し（裏面は提出しないこと）等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

※A4用紙にコピーして、そのまま提出してください。

※本人確認書類について、第5弾以降の申請から変更が無い場合は省略可能です。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）早期支給分 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	土日祝日の対応	市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	土日祝日の対応												
岐阜市	経済部商工課	8:45~17:30	×	飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×												
	北部事務所				本巣市	本庁舎地域調整課	8:30~17:15	×											
	西部事務所					根尾分庁舎総務産業課													
	南部東事務所					糸貫分庁舎産業経済課													
	東部事務所				日光事務所	郡上市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×										
	南部西事務所				大和振興事務所														
	柳津地域事務所				白鳥振興事務所														
大垣市	経済部商工観光課	8:30~17:15	×	高鷲振興事務所															
	上石津地域事務所			美並振興事務所															
	墨俣地域事務所			明宝振興事務所															
高山市	新型コロナウイルス総合窓口	9:00~17:00	×	和良振興事務所	下呂市	観光商工部商工課	8:30~17:15	×											
多治見市	多治見市役所本庁舎 経済部産業観光課	9:00~17:00	×	萩原振興事務所															
	多治見商工会議所			小坂振興事務所															
	笠原町商工会			下呂振興事務所															
関市	産業経済部商工課	8:30~17:15	○ (日直対応)	金山振興事務所		海津市			産業経済部商工観光課	8:30~17:15	×								
中津川市	商工観光部商業振興課	8:30~17:15	×	馬瀬振興事務所	岐阜南町		総合政策部経済環境課	8:30~17:15	×										
	政策推進部政策推進課			関ヶ原町		地域振興課	8:30~17:15	×											
	市民福祉部健康医療課					神戸町	総務部総務課	8:30~17:15	○ (宿日直対応)										
	山口総合事務所						輪之内町	産業課	8:30~19:00	×									
	坂下総合事務所							安八町	総務課	8:30~17:15	×								
	川上総合事務所								揖斐川町	産業建設部商工観光課	8:30~17:15	×							
	加子母総合事務所									大野町	産業建設部まちづくり推進課	8:30~17:15	○ (日直対応)						
	付知総合事務所										池田町	建設部産業課	8:30~17:15	×					
	福岡総合事務所											北方町	総務危機管理課	8:30~17:15	○ (日直対応)				
	蛭川総合事務所												坂祝町	企画課	8:30~17:15	×			
	苗木事務所													富加町	産業環境課	8:30~17:15	×		
	坂本事務所														川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×	
	落合事務所															七宗町	企画課	8:30~17:15	×
	阿木事務所																八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15
神坂事務所	白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15		○ (日直対応)														
美濃市		産業振興部産業課	8:30~17:15	×	東白川村													地域振興課	8:30~17:15
瑞浪市		経済部商工課 ※各コミュニティセンターでも配布	8:30~17:15	×		御嵩町												まちづくり課	8:30~17:15
羽島市		産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)			白川村											観光振興課	8:30~17:15
恵那市		商工観光部商工課	8:30~17:15	×		瑞穂市		穂積庁舎企画部市民協働安全課										8:30~17:15	×
美濃加茂市		産業振興部商工観光課	8:30~17:15	×		瑞穂市	農南庁舎商工農政観光課	8:30~17:15	×										
土岐市		地域振興部産業振興課	8:30~17:15	×															
各務原市		産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×															
可児市		観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×															
山県市		まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×															

**第7弾 (R3年8月17日~R3年9月12日) のうち
【早期支給分】 (対象期間: 8月20日~9月12日)**

様式1

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第7弾)
早期支給分 支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第7弾) の早期支給分の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者 (法人又は個人事業者欄いずれかに記入してください。)

法人	フリガナ														
	法人名														
	フリガナ							フリガナ							
	代表者役職							代表者氏名	印						
	法人番号(13桁)														
	本店住所	〒 -													
	資本金又は出資金							円	常時雇用する 従業員数						
	担当者所属部署							フリガナ							
								担当者氏名							
連絡先(※1)	TEL/携帯番号 - -														
個人事業者	フリガナ											生年月日 (西暦)	年	月	日生
	氏名	印													
	自宅住所(※2)	〒 -													
	連絡先(※1) TEL/携帯番号							円	常時雇用する 従業員数						

※1) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。
※2) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。

2 協力金 早期支給申請店舗数及び支給申請総額

対象区域	申請店舗数	×	支給単価	=	申請金額
①15 市町 (岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御嵩町)	□	×	41万円	=	□ 万円
②27 市町村 (上記①以外の市町村)	□	×	32万円	=	□ 万円
合計申請店舗数	□		合計早期 支給申請額		□ 万円

※事務局記入欄			
支給対象店舗数	店	交付決定額	円

3 店舗ごとの支給申請額（前頁「2協力金 早期支給申請店舗数及び支給申請総額」の内訳）

早期支給を受けたい岐阜県内店舗の店舗名称及び所在地並びに各店舗の協力金申請実績を記入してください。また、2に記入した合計と本表の店舗数を合わせてください。

1	店舗名称 (屋号)	フリガナ				早期支給申請額 (いずれかに○)
	店舗所在地 及び店舗 電話番号	〒 — 電話番号 — —				41万円・32万円
	協力金 申請実績	第2弾 (R2.12/18~R3.1/11等)	第3弾 (1/12~2/7等)	第4弾 (2/8~3/7等)	第5弾 (4/26~6/20等)	第6弾 (6/21~7/4)
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
※事務局記入欄 記入しないでください。						

2	店舗名称 (屋号)	フリガナ				早期支給申請額 (いずれかに○)
	店舗所在地 及び店舗 電話番号	〒 — 電話番号 — —				41万円・32万円
	協力金 申請実績	第2弾 (R2.12/18~R3.1/11等)	第3弾 (1/12~2/7等)	第4弾 (2/8~3/7等)	第5弾 (4/26~6/20等)	第6弾 (6/21~7/4)
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
※事務局記入欄 記入しないでください						

3	店舗名称 (屋号)	フリガナ				早期支給申請額 (いずれかに○)
	店舗所在地 及び店舗 電話番号	〒 — 電話番号 — —				41万円・32万円
	協力金 申請実績	第2弾 (R2.12/18~R3.1/11等)	第3弾 (1/12~2/7等)	第4弾 (2/8~3/7等)	第5弾 (4/26~6/20等)	第6弾 (6/21~7/4)
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
※事務局記入欄 記入しないでください。						

4	店舗名称 (屋号)	フリガナ				早期支給申請額 (いずれかに○)
	店舗所在地 及び店舗 電話番号	〒 — 電話番号 — —				41万円・32万円
	協力金 申請実績	第2弾 (R2.12/18~R3.1/11等)	第3弾 (1/12~2/7等)	第4弾 (2/8~3/7等)	第5弾 (4/26~6/20等)	第6弾 (6/21~7/4)
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
※事務局記入欄 記入しないでください。						

※5店舗以上の事業者の方は、本様式を適宜コピーのうえ作成し、提出してください。

4 振込先（第5弾又は第6弾を申請された方で振込先に変更ない場合は、金融機関名等の記入・通帳の貼付を省略できます。）

振込先の変更	1. 変更なし	2. 変更あり
--------	---------	---------



振込先に変更ある場合は下記に記入し、通帳の見開き部分の写しを貼付してください。

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協					
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載					
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄		
口座番号						
(フリガナ) 口座名義人	-----					

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記入してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）。また、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。

注：等倍でコピーを貼ってください。

（写真不可。折曲禁止）

注：等倍でコピーを貼ってください。

（写真不可。折曲禁止）

第7弾 (R3年8月17日~R3年9月12日) のうち
【早期支給分】 (対象期間 : 8月20日~9月12日)

様式2

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第7弾) の早期支給分の支給申請するに当たり、次のとおり誓約します。

1. 早期支給分の申請に必要な申請要件を全て満たしています。
2. 申請書様式1に記載の各店舗において、要請期間中、岐阜県からの酒類提供停止を伴う営業時間短縮要請等に全面的に協力し、必ず遵守します。
3. 各業種別ガイドラインの規定、コロナ社会を生き抜く行動指針の内容を確認・遵守し、感染防止対策を実施しています。また「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を取得し、要請期間中、営業時間を短縮していること、休業していること、酒類を提供しないこと等を店舗等に掲示しています。
4. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した内容・情報・資料に偽りはありません。
5. 早期支給分の申請に合わせて、要請期間終了後には売上高方式により本申請を必ず行います。また、協力金 (第7弾) の本申請を行わない場合は、受給した協力金の返還及び加算金の支払に応じます。
6. 要請期間全てに有効な業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
7. 証拠書類等申請に必要な資料については、申請日から7年間保存します。
8. 協力金 (第7弾) 早期支給分の要件を満たさないことが判明した場合又は申請内容に虚偽等が判明した場合は協力金を返還するとともに、加算金の支払に応じます。また、事業者名、店舗名等の情報が公表されることに同意します。
9. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じます。
10. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
11. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関 (税務当局、警察署、保健所等) に提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日
所在地 (個人事業主の場合は自宅住所)

申請事業者名

代表者役職・氏名

印

4 振込先（第5弾又は第6弾を申請された方で振込先に変更ない場合は、金融機関名等入・通帳の貼付を省略できます。）

振込先の変更	1. 変更なし	2. 変更あり
金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協	
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載	
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座
口座番号	3 納税準備	4 貯蓄
(フリガナ) 口座名義人		

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記入してください。
※必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者は当該個人の口座に限ります）。また、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。

7 注：等倍でコピーを貼ってください。
(写真不可。折曲禁止)

注：等倍でコピーを貼ってください。
(写真不可。折曲禁止)

⑥振込先

※第5弾・第6弾申請から変更ない場合で、1変更無しに○をした方は、記入・貼付は省略できます。

以下、変更ある方、新規の方は記入漏れの無いよう、必ず申請者名義の口座を指定してください。

- ・法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
- ・預金通帳等表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。

⑦通帳の写し貼り付け欄

必ず通帳等表紙の裏面（表紙をめくった見開きページ全体）をコピーの上、剥がれないようにのり等で貼付してください。

第7弾（R3年8月17日～R3年9月12日）のうち
【早期支給分】（対象期間：8月20日～9月12日）

様式2

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）の早期支給分の支給申請するに当たり、次のとおり誓約します。

1. 早期支給分の申請に必要な申請要件を全て満たしています。
2. 申請書様式1に記載の各店舗において、要請期間中、岐阜県からの酒類提供停止を伴う営業時間短縮要請等に全面的に協力し、必ず遵守します。
3. 各業種別ガイドラインの規定、コロナ社会を生き抜く行動指針の内容を確認・遵守し、感染防止対策を実施しています。また「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を取得し、要請期間中、営業時間を短縮していること、休業していること、酒類を提供しないことを店舗等に掲示しています。
4. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した内容・情報・資料に偽りはありません。

⑪代表者役職・氏名

必ず自署をお願いします。
法人においてゴム印を使用する場合は登録された法人代表者印も必ず押印してください。
個人事業者の場合は、申請者個人名を自署により記入して下さい。

⑧署名年月日

受付期間内の日付で、誓約書を作成した日にちを記入してください。

⑨所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。

⑩申請事業者名

法人の場合は、法人名を記入してください。個人事業者の場合は記入しないでください。

11. 申請書に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署、保健所）等に提供することに同意します。

8

署名年月日 令和3年 9月 〇〇日

所在地（個人事業者は住所） 岐阜市藪田〇丁目〇番〇号

申請事業者名 株式会社〇〇〇

代表者役職 代表取締役 藪田 太郎 印

9

10

11